平成２２年（フ）第１５６９号
堺市西区草部215番地26、前住所堺市中区平井199番地１　フランメゾン205号
債務者　貴志　大輔
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５８９号
大阪府羽曳野市碓井４丁目８番３―403号
債務者　吉川　和俊
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５９７号
大阪府松原市三宅中１丁目７番15―303号
債務者　松田　葉子
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６０３号
大阪府富田林市藤沢台１丁目１番320―401号
債務者　木本　千恵
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６５４号
大阪府大阪狭山市西山台６丁目２番８号205号
債務者　鈴木佐和子（旧姓伊敷）
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７１０号
堺市中区八田西町２丁12番13号　市森ハイツＣ棟201号、前住所堺市中区小阪255番地12
債務者　出石　　司
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７１２号
堺市堺区三宝町５丁290番地52
債務者　辻井あきや
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７２４号
堺市西区浜寺石津町東５丁４番10号　大西文化３―11
債務者　榎本　清治
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７３６号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番18―705号
債務者　三好　道徳
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７４６号
大阪府松原市小川６丁目６番６号
債務者　井戸　里子（旧姓岩谷）
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７５０号
堺市堺区寺地町東３丁１番23―303号
債務者　山本　　紘
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７６８号
堺市堺区海山町５丁207番地　三宝マンションＢ棟
債務者　湯川美由希
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７７３号
堺市西区神野町１丁７番７号
債務者　本木　　勝
１　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７３０号
北海道石狩郡当別町六軒町67番地46
債務者　加賀谷一代
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８７号
福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字上村南乙2329番地、前住所福島県郡山市富久山町久保田字三御堂27番地の１　サンヒルズ101号
債務者　増子喜久雄
１　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字平塚388番地２棟201号
債務者　中村　由恵（旧姓安藤）
１　決定年月日時　平成22年12月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５０９号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字西松山45番地ロフティ今伊勢101号
債務者　上林みどり
１　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部